

UP 長崎・島原 特別編 11 2020

Line up

1面 マイナンバーカードの保険証利用・オンライン資格確認について
2-4面 令和2年 年末調整の留意点

税理士法人アップパートナーズ 医科グループ
長崎オフィス 業務1課 主任

医業経営コンサルタント 橋口 明子

マイナンバーカードの保険証利用・オンライン資格確認について

2021年3月(予定)から医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能になります。



医療機関や薬局の受付で
**マイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに
かざすだけ!**

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



■オンライン資格確認とは?

オンライン資格確認では、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等により、オンラインで資格情報の確認ができます。

■医療機関・薬局で変わる点

- ・医療機関や薬局の窓口で、直ちに資格確認が出来る(レセプト返戻も減る)
- ・窓口の入力の手間が減る
- ・医師、歯科医師、薬剤師等による薬剤情報・特定健診情報の閲覧が可能になる 等々 ……

■医療機関・薬局への補助

- ・顔認証付きカードリーダーは、医療機関及び薬局に無償提供される
- ・それ以外の費用(①マイナンバーカード読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等)は、以下の上限額と割合で補助されます。

	病 院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	診療所薬局 (大型チェーン薬局以外)
顔認証付き カードリーダー 提供台数	3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の費用の 補助内容	1台導入する場合	2台導入する場合	3台導入する場合	21.4万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その1/2を補助	32.1万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その3/4補助
	105万円を上限に 補助 ※事業額の210.1万円を 上限に、その1/2を補助	100.1万円を上限に 補助 ※事業額の200.2万円を 上限に、その1/2を補助	95.1万円を上限に 補助 ※事業額の190.3万円を 上限に、その1/2を補助		

※消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額です。

オンライン資格確認に参加するかどうかまだ決めていない場合でも、ポータルサイトへの登録が可能です。詳しくは右側のホームページをご参照ください。

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>

問い合わせ先：医療情報化支援基金
contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp



令和2年 年末調整の留意点

税理士法人アップパートナーズ
島原オフィス 所長
長崎オフィス 税務相談室 室長
社員税理士 **内田 尚生**

今年はコロナウイルスの影響により、例年11月に実施されていた年末調整説明会が全国的に中止となりましたが、税制改正により今年の年末調整は大きく変更されています。

今回はその概要をまとめました。

[1] 給与所得控除

後述する基礎控除の改正に伴い、給与所得控除が一律10万円引下げられています。また、税制調査会の「高年収サラリーマンの控除が過大」との見解を受けて、昨年は年収1,000万円が上限ラインとされていましたが、今年は850万円に引き下げられています。

給与の収入金額 (A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	(A) × 40% - 10万円	(A) × 40%
180万円超 360万円以下	(A) × 30% + 8万円	(A) × 30% + 18万円
360万円超 660万円以下	(A) × 20% + 44万円	(A) × 20% + 54万円
660万円超 850万円以下	(A) × 10% + 110万円	(A) × 10% + 120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円	
1,000万円超		220万円

[2] 基礎控除

一律10万円引き上げられることとなりました。但し、合計所得2,400万円超から3段階で縮小され、2,500万円超で控除は「0」となります。政府の「働き方改革」促進の観点から個人事業者の拡大が目的とされています。

合計所得2,500万円超の場合、給与所得控除25万円、基礎控除38万円の合計63万円が控除減となり、税率50%（国税40%、地方税10%）の納税者は年30万円超の増税（除復興特別所得税）となります。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

[3] 所得金額調整控除

給与所得控除の見直しに伴い、給与年収850万円超の場合は増税となりますが、この年収世帯の多くが子育て、介護世帯と考えられることに配慮し、一定の要件に該当する場合は給与所得控除の増額調整が行われます。

(3面へ続く) ⇒

令和2年 年末調整の留意点

⇐ (2面より続き)

(1) 要件

給与収入が850万円を超える居住者で下記のいずれかに該当する者

- i 自身が特別障害者
- ii 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- iii 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する者

(2) 所得金額調整控除額

下記の算式により計算した金額を給与所得の金額から控除する

(給与収入(1,000万円上限) - 850万円) × 10% = 所得金額調整控除額

[4] 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生控の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられました。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

[5] ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除

昨今の「未婚のひとり親」が増加している現状に対応すべく「ひとり親控除」が創設されました(性別不問)。

(1) 対象者

婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでない者で以下の要件に該当する者

- イ 総所得金額等の合計額が48万円以下の同一生計の子を有すること
- ロ 本人の合計所得金額が500万円以下であること
- ハ 住民票に事実婚である旨の記載がされた者がいないこと

(2) 控除額

総所得金額等から所得税35万円(住民税30万円)を控除

なお、「ひとり親控除」に該当する場合は、源泉徴収簿の「扶養控除等の申告」欄やその欄外の余白などに「ひとり親」と記載します。

(4面へ続く) ⇒

令和2年 年末調整の留意点

← (3面より続き)

また、「ひとり親控除」の創設に伴い、寡婦（寡夫）控除について見直しが行われました。

(1) 寡夫控除は廃止（「ひとり親控除」に吸収）

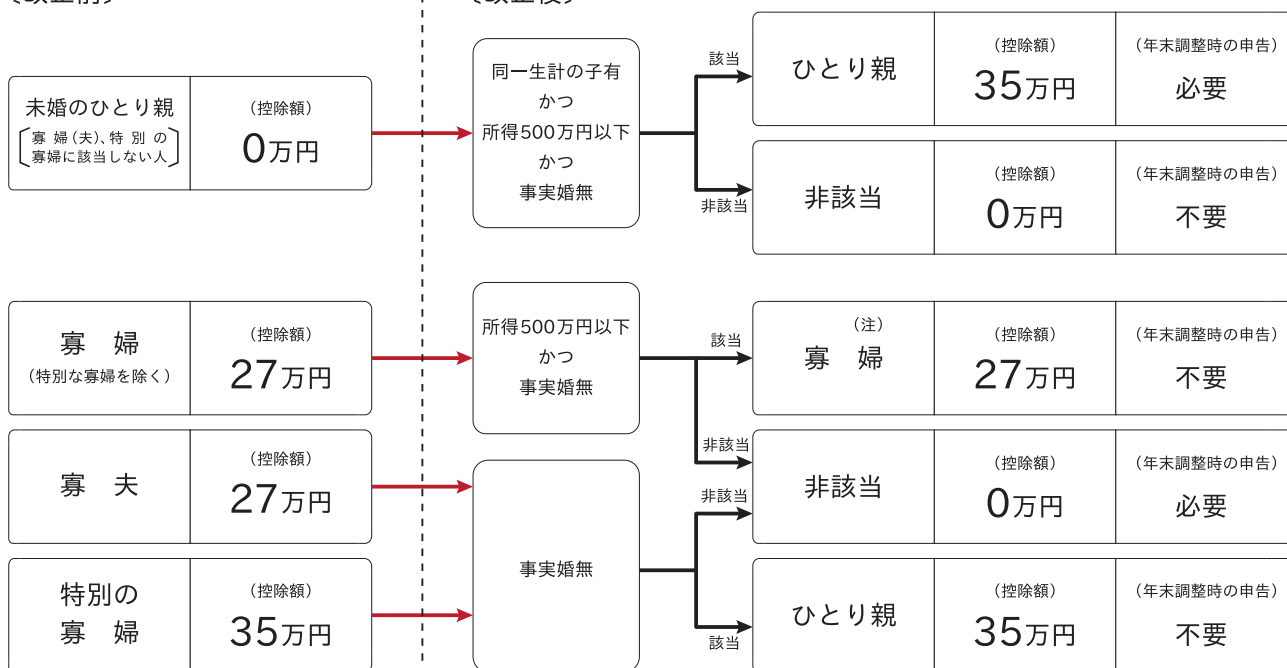
(2) 「ひとり親控除」に該当せず、以下の要件を満たす女性について寡婦控除を適用

- イ 夫と死別、離婚、生死不明の状態であること（離婚の場合は扶養親族を有する）
- ロ 本人の合計所得金額が500万円以下であること
- ハ 住民票に事実婚である旨の記載がされた者がいないこと

なお、控除額は所得税27万円（住民税26万円）で改正ありません。

【改正前後の控除に係る適用判定のフロー図】

〔改正前〕



(注) 改正前の「寡婦(特別な寡婦を除く)」に該当する人が、上記適用判定の結果、「寡婦」に該当する場合において、その人と生計を一にする子を有するときは、「ひとり親」(控除額：35万円)に該当し、年末調整の際にその異動内容について申告する必要があります。

今回の改正で、「給与所得者の基礎控除申告書」と、「所得金額調整控除申告書」が加わるようになりました。この2種類の新しい申告書は、従前の「給与所得者の配偶者控除等申告書」と集約され、①「令和2年分給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」という何とも長い名称の様式になっています。

つまり、今年は①と、従前の②令和3年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書、③令和2年分給与所得者の保険料控除申告書の3種類を提出することになります。記載要領等は紙面の都合で割愛しますが、ご不明な点は担当者にお尋ねいただくか、または国税庁ホームページをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2020/pdf/04-09.pdf>